

政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和7年度）

金融機関名	①新規に無保証で融資した件数	②新規融資件数	③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合 【③=①/②】※2	④保証契約を解除した件数	⑤ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	代表者の交代時における対応										
						旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者がすでに無保証で、かつ、新経営者から保証を徴求していない件数		合計 件数
						件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
商工組合中央金庫	12,414	17,908	69.3%	804	81	124	1.8%	129	1.9%	957	14.3%	4	0.1%	5,491	81.9%	6,705
日本政策金融公庫※1	70,323	129,556	54.3%	1,239	418	1,085	7.1%	3,768	24.6%	1,081	7.1%	3	0.0%	9,381	61.2%	15,318
合計	82,737	147,464	56.1%	2,043	499	1,209	5.5%	3,897	17.7%	2,038	9.3%	7	0.0%	14,872	67.5%	22,023

※1 日本政策金融公庫は、中小企業事業・国民生活事業の合計。

※2 ①②③は、日本政策金融公庫（国民生活事業）の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合、件数をいう。

※3 令和7年度の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」と「有保証で適切な説明を行い記録した割合」の合計は商工組合中央金庫：100%、日本政策金融公庫：100%。

※4 法人のみの「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」は商工組合中央金庫（令和7年度）：69.5%、日本政策金融公庫（令和7年度）：54.3%。